

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第61号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年7月25日 13時00分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港第2区の第3魚市場前岸壁 八戸港河原木南防波堤東灯台から真方位160°900m付近 (概位 北緯40°31.7′ 東経141°32.2′)
事故等調査の経過	平成25年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十一不動丸、304トン 131286、株式会社不動丸 B 漁船 第七十八新丸、281トン 140809、有限会社新田漁業
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A バルバスバウに凹損 B 左舷船尾部外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、八戸港第2区の第3魚市場前岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸するため、同港第1区の第1魚市場前岸壁を発し、本件岸壁に向かった。 A船は、主機を始動する前、燃料供給ポンプを作動させるスイッチを押さずに航行を始め、本件岸壁に右舷着けで停泊中のB船の後方に着岸しようとしてB船の手前で左舵を取ったとき、主機が停止し、補機駆動のサイドスラスタを作動させたものの、平成25年7月25日13時00分ごろA船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約2.7m/s、視程 約19km 海象：潮汐 上げ潮の初期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A船は、八戸港第2区の本件岸壁に着岸作業中、主機を始動する前に燃料供給ポンプのスイッチが押されていないことから、燃料が供給されずに主機が停止し、操船不能となり、本件岸壁に停泊中のB船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が、八戸港第2区の本件岸壁に着岸作業中、主機を始動する前に燃料供給ポンプのスイッチが押されていなかったため、燃料が供給されずに主機が停止し、操船不能となり、本件岸壁に停泊中のB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機を運転する前、運転に必要な補機等の運転状態を確認すること。